

VIEW

やっぱり「コスト削減」ありきか？！

作業担当と合わない昇格試験合格者！！

3月1日に昇格試験に合格した社員に対して「発令」がありました。大阪交番検査車両所では、この間「主任」ではない「車両技術係」の社員にA担当（主任）の作業をさせています。しかし会社が「あなたは主任の作業ができます」と判断して作業分担をしておきながらも、もう何年もそういった社員を「主任」の試験に合格させていません。この3月1日の「発令」でも従来からA担当に指定されていて「主任」になったのは1名だけです。「主任」の作業を指定しているのですから直ちに主任試験に合格させるべきではないでしょうか。

B担当についても同じことが言えます。多くの「車両係」に「ゴールデンハンマー」と称して「車両技術係」の作業（検査業務）をさせています。いろんな作業を経験することは悪いことではありません。しかし、本来「責任に見合った賃金が保証される」のは当たりまえのことです。「職名を超えた担当指定」について、この間労使協議の場で「就業規則48条違反でありやめること」と迫っても会社は「必要な教育を行っており問題ない」と開き直っています。これもやはり「リニア建設に向けて人件費等を少しでもコスト削減しよう」という会社の姿勢の現れでしょうか？！

現在、月末の「交番検査周期延伸」「体制変更」に向けて2月12日から（3月24日まで）「調整交検」が行われています。単純な計算でいくと従来の2倍の「特交検作業」を毎日行っています。しかも前回交検で施工した「軸箱磁気栓検査」の部位をまた今回も施工するというケースもあります（そういったところは調整してくれません）。

毎日忙しく作業している社員に対して『さらに考える支社・関西支社』は何を考えているのでしょうか？！